

京都市告示第412号

京都市災害救助法施行細則第8条の規定による実費弁償の額及び同細則第11条の規定による都道府県知事等が定める額を次のとおり定めます。

令和7年10月1日

京都市長 松井 孝治

1 実費弁償の額

京都市災害救助法施行細則（以下「規則」という。）第8条の規定による実費弁償の額は、次のとおりとする。

(1) 災害救助法施行令（以下「令」という。）第4条第1号から第4号までに規定する者

ア 日当（一人一日当たり）

(イ) 医師及び歯科医師

災害救助法適用日の直近の京都市人事委員会による職員給与等実態調査（以下「給与調査」という。）における医療職給料表適用職員の平均給料月額を21で除して得た額（100円未満切捨て）の範囲内の額

(ロ) 薬剤師、臨床検査技師及び臨床工学技士

給与調査における薬剤職獣医職給料表適用職員の平均給料月額を21で除して得た額（100円未満切捨て）の範囲内の額

(ハ) 栄養士、管理栄養士、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び歯科衛生士又は歯科技工士

給与調査における行政職給料表適用職員の平均給料月額を21で除して得た額（100円未満切捨て）の範囲内の額

(エ) 保健師、助産師、看護師及び准看護師

給与調査における看護職給料表適用職員の平均給料月額を21で除して得た額（100円未満切捨て）の範囲内の額

(オ) 保育士、社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、公認心理士、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援に従事する者として内閣府令で定める者

給与調査における行政職給料表適用職員の平均給料月額を21で除して得た額

(100円未満切り捨て) の範囲内の額

(カ) 土木技術者及び建築技術者

給与調査における土木技術職建築技術職電気技術職機械技術職給料表適用職員の平均給料月額を21で除して得た額(100円未満切捨て)の範囲内の額

(キ) 救急救命士

給与調査における行政職給料表適用職員のうち、消防職員の平均給料月額を21で除して得た額(100円未満切捨て)の範囲内の額

(ク) 大工、左官及びとび職

災害救助法適用日において適用する、農林水産省及び国土交通省が決定する公共工事設計労務単価のうち、当該職種の京都府における単価の範囲内の額

イ 時間外勤務手当

日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額の範囲内の額

ウ 旅費

京都市旅費条例を準用し、同条例別表1級の職員が受ける額に相当する額の範囲内の額

(2) 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額の範囲内の額

2 都道府県知事等が定める額

規則第11条の規定による都道府県知事等が定める額は、次のとおりとする。

(1) 令第8条第2項第2号本文

事故発生の年の前1年間における所得(当該事業又は当該事務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時の所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(10円未満切捨て)に相当する額。ただし、物価変動等の特殊の事情があるときは、これらの事情を勘案した額。

(2) 令第8条第2項第2号ただし書

その者の居住していた市又は郡の区域その他の同程度の物価水準及び生活水準の地域において、同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の年の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額(10円未満切捨て)に相当する額

(3) 令第8条第2項第3号

警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令第5条に規定する給付基礎額

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

(行財政局防災危機管理室)